

十九八	七八六	五四	三二一	の成省〇					
償還期限	發行価格	振替額位	最低額位	法規の適用	用等の根拠	名稱及び記	國庫短期証券（第九十四回）	財務大臣菅直人	財務省告示第百四十号
た平十額平す額の振 だ成七面成るの記替 し二錢金二。整載法 、十三額十二數又の 償三厘百二十倍は規 還年三月につき二十九 期が銀行休業日に	行単位	金額	方法	千萬円額引銀行額 万萬円額受銀機関額 で一兆三千九十五億 円八	千萬円面額本銀行 面額受銀機関を日本 円金け銀行は日本銀 額で一兆三千九十五 円の振替法とす。	額引銀行を受けける 面額本銀行の振替に 面額受銀機関の振替 額行を日本銀行とす。 の振替に規定	社債第一項に關する 債別年会計に關する 株式等の振替に關する 法律第二十三号（平成 特例法）	三十号（平成二十 年三月二十二日）	行等を次とおり告 示する。割引短期國 債（昭和五十七年大 藏省令第三十号）

十
三
二
一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 た
二 銀 金 金 る
十 行 額 を と
二 百 支 き
年 円 払 は
三 に う 、
月 つ 。 そ
二 き の
十 百 翌 営
三 円 業 日
日 に